

## 日本芝生産への配慮が必要な範囲等について

令和2年2月20日 生産振興課

## 1 地域

日本芝の生産量が多い、北栄町、琴浦町、大山町を配慮が必要な地域とするが、その他の市町村においても、日本芝を生産するほ場の隣接地では、同様の配慮を行うこと。

## 2 範囲

配慮が必要な法面は、日本芝を生産するほ場と、その前後のほ場も含めたほ場に隣接する法面（参考図参照）とすること。ただし、事業計画等の地元説明会において、隣接するほ場の農家等の意向を確認のうえ、配慮する範囲を決定すること。

また、地元説明会などで、現在、芝が植え付けられていないものの、今後、芝の新植が確実な圃場があることが明らかとなった場合も、当該農家等の意向を確認のうえ、配慮する範囲を決定すること。

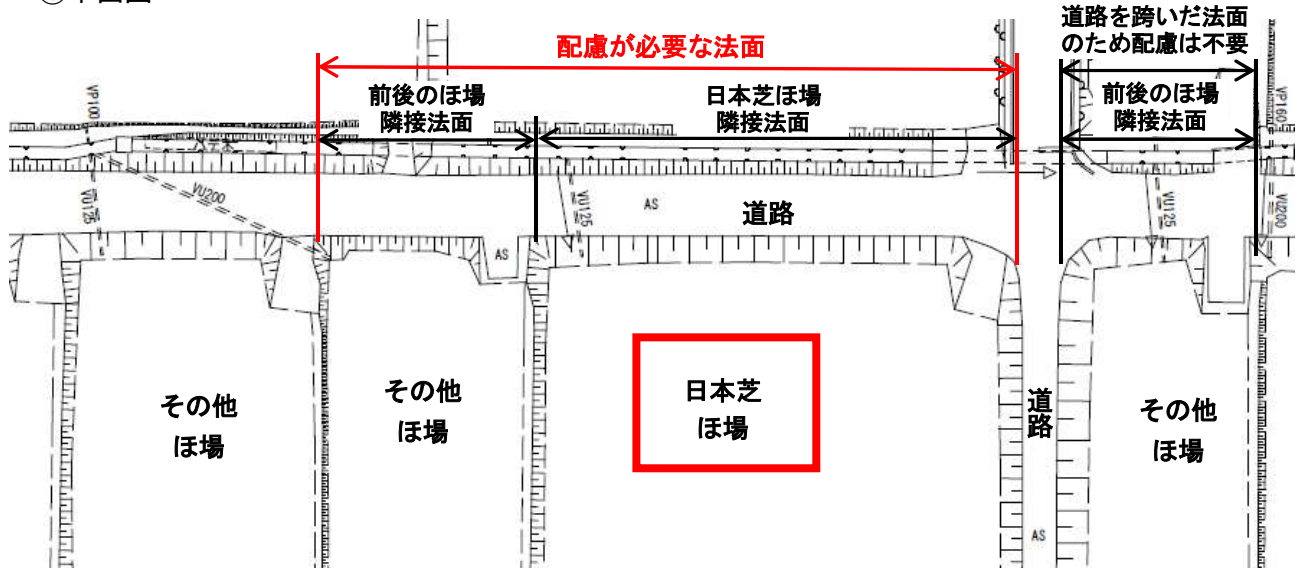
なお、道路、河川等を跨ぐ法面については、基本的には配慮は不要とするが、隣接者の意向を確認のうえ決定すること。

## 3 その他

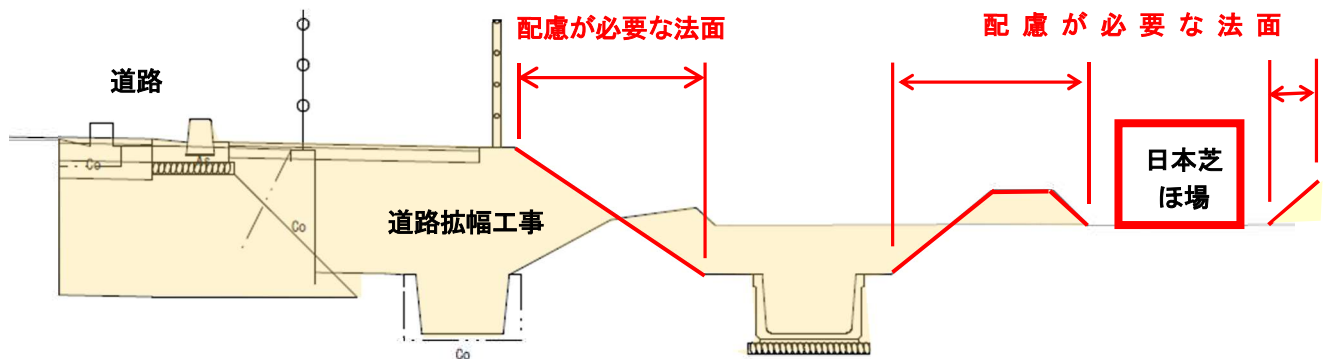
配慮が必要な地域内での工事において、生育した芝を使用する場合は、隣接する日本芝ほ場の品種を考慮すること。

## 【参考図】

## ①平面図



## ②横断面図



※水路を跨ぐ場合も、配慮することとするが、河川等で常時流水がある場合は、耕作者と協議のうえ、配慮は不要のものとする。